3　証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。

4　第百五十条第五項ただし書の規定は、内部格付手法採用最終指定親会社が、裏付資産のデフォルト・リスク及び希薄化リスクを一体として管理する証券化エクスポージャーの当該裏付資産の加重平均LGDを算出する場合について準用する。

（N及びLGDの計算における簡便法）

第二百四十一条　第二百三十五条の規定により信用リスク・アセットの額を算出する場合において、裏付資産がリテール向けエクスポージャーであるときは、同条第二項のh及びvは、零とすることができる。

2　第二百三十九条第三項の（C_1）が〇・〇三以下の場合は、前条第一項のLGDは〇・五〇とし、エクスポージャーの実効的な個数（N）は、第二百三十九条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる算式により算出される値とすることができる。ただし、C_mが明らかでない場合は、エクスポージャーの実効的な個数（N）を$\frac{1}{C_1}$とすることができる。

$$N=\left(C_1C_m+\left(\frac{C_m-C_1}{m-1}\right)\max\left\{1-mC_1,\ 0\right\}\right)^{-1}$$

C_mは、裏付資産のうち、エクスポージャーのEADを最も大きなものから順にm個分合計した額が当該裏付資産総額に占める割合

（内部評価方式）

第二百四十二条　内部格付手法採用最終指定親会社は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しようとするときは、金融庁長官の承認を受けなければならない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、内部格付を適格格付機関の付与する格付に紐付けし、第二百三十四条第一項各号の表に掲げる信用リスク区分に対応するリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

3　金融庁長官は、内部評価方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

（内部評価方式の運用要件）

第二百四十三条　内部格付手法採用最終指定親会社は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

一　ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。

二　ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムの購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

三　内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の最終指定親会社の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。

四　内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。

五　内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、当該適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行っているものに限る。

六　ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されており、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。

七　ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、総じて格付手法の比較的緩やかな適格格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。

八　評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて、適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づくABCPに内部評価手法を用いることにつき、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

九　内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は最終指定親会社内の信用評価若しくはリスク管理部門が、内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な見直しを行うこと。

十　前号に掲げる者が顧客対応及びABCPを担当する営業部門から独立していること。

十一　内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的に乖離している場合は、必要に応じて調整が行われていること。

十二　ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。

十三　証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

十四　次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。

イ　長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ　個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

ハ　購入可能な債権の満期に関する上限

十五　ABCPプログラムにおいて購入を検討している資産のプールの損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案すること。

十六　裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するために、エクスポージャーのプールごとに、購入停止措置その他の資産の購入に関する対策が、ABCPプログラムに組み込まれていること。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）

第二百四十四条　オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について、百パーセントの掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

2　市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完について、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーの与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について、二十パーセントの掛目を乗じて得た額とする。